四　附則第二十一条の規定　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

五　附則第二十二条の規定　沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

六　附則第二十三条の規定　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

七　附則第十八条及び第十九条の規定　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）の施行の日又は第一号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況、原子力災害からの福島の復興及び再生の状況等を勘案し、福島の住民の意向に留意しつつ、課税の特例を含め、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずるものとする。

（訓令又は通達に関する措置）

第三条　関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち福島に関するものについては、原子力災害による被害を受けた産業の復興及び再生の推進の必要性に鑑み、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする。

（調整規定）

第四条　原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における第四条第四号及び第五号並びに第二十七条の規定の適用については、第四条第四号中「第二十条第三項若しくは第五項」とあるのは「第二十条第三項」と、同号イ中「第二十七条の四第一項又は同法第二十八条第二項」とあるのは「第二十八条第二項」と、同条第五号中「第二十条第三項又は第五項」とあるのは「第二十条第三項」と、第二十七条中「環境省令」とあるのは「経済産業省令」とする。

第五条　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第二十一条の規定の適用については、同条中「第二十三条第二号」とあるのは、「第二十三条第三号」とする。

（通訳案内士法の一部改正）

第六条　通訳案内士法の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

六　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十条第八項において準用する第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

（土地収用法の一部改正）

第七条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号の三中「都道府県」を「国又は都道府県」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第八条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「同条第一項第五号ロ及びハ」を「同条第一項第五号ロからニまで」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第九条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（認定が一般貨物自動車運送事業の許可等とみなされる場合の取扱い）

第三十四条の二　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十八条第一項（産業復興再生計画の認定）に規定する産業復興再生計画の同条第九項の認定（同法第三十九条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の変更の認定を含む。）が次の各号に掲げる規定により当該各号に定める登記等とみなされる場合における福島復興再生特別措置法第四十八条第三項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）の同意をした者については、当該産業復興再生計画に係る同法第三十八条第一項の規定による申請を当該同意をした者の当該登記等に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

一　別表第一第百二十五号　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条（一般貨物自動車運送事業の許可）の一般貨物自動車運送事業の許可

二　別表第一第百三十九号　貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第三条第一項（登録）の第一種貨物利用運送事業の登録若しくは同法第七条第一項（変更登録等）の変更登録、同法第二十条（許可）の第二種貨物利用運送事業の許可若しくは同法第二十五条第一項（事業計画及び集配事業計画）の事業計画の変更の認可、同法第三十五条第一項（登録）の第一種貨物利用運送事業の登録若しくは同法第三十九条第一項（変更登録等）の変更登録又は同法第四十五条第一項（許可）の第二種貨物利用運送事業の許可若しくは同法第四十六条第二項（事業計画）の事業計画の変更の認可

三　別表第一第百四十号　倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第三条（登録）の倉庫業者の登録又は同法第七条第一項（変更登録等）の変更登録

附則第八条中「（昭和三十一年法律第百二十一号）」を削る。

別表第一中「、第三十四条」を「、第三十四条、第三十四条の二」に改め、同表第百二十五号中「（貨物自動車運送事業法の特例）又は」を「（貨物自動車運送事業法の特例）、」に改め、「第二項（貨物自動車運送事業法の特例）」の下に「又は福島復興再生特別措置法第四十八条第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）」を加え、「総合効率化計画の認定又は」を「総合効率化計画の認定」に、「は当該許可と」を「又は福島復興再生特別措置法第三十八条第九項（産業復興再生計画の認定）の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第三十九条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による産業復興再生計画の変更の認定は当該許可と」に改め、同表第百三十九号中「（貨物利用運送事業法の特例）又は」を「（貨物利用運送事業法の特例）、」に改め、「第二十二条の二第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）」の下に「又は福島復興再生特別措置法第四十八条第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）」を加え、「認定又は」を「認定」に、「は当該登録」を「又は福島復興再生特別措置法第三十八条第九項（産業復興再生計画の認定）の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第三十九条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による産業復興再生計画の変更の認定は当該登録」に改め、「第二十二条の三第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）」の下に「又は福島復興再生特別措置法第四十八条第一項」を加え、「は当該許可」を「又は福島復興再生特別措置法第三十八条第九項の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第三十九条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の規定による産業復興再生計画の変更の認定は当該許可」に改め、同号㈠中「平成元年法律第八十二号」を削り、同表第百四十号中「倉庫業法の特例」の下に「又は福島復興再生特別措置法第四十八条第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）」を加え、「又は流通業務総合効率化促進法」を「若しくは流通業務総合効率化促進法」に、「は、当該登録」を「又は福島復興再生特別措置法第三十八条第九項（産業復興再生計画の認定）の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第三十九条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による産業復興再生計画の変更の認定は、当該登録」に改める。